

行政財産使用許可等の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
<p>農芸高等学校</p>	<p>学校の敷地内に下記の物件が設置されているが、行政財産の使用許可等の手続を行っていないかった。</p> <table border="1" data-bbox="468 520 1142 695"> <thead> <tr> <th data-bbox="468 520 967 604">物件名</th> <th data-bbox="976 520 1142 604">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="468 604 967 695">通学路徐行の看板</td> <td data-bbox="976 604 1142 695">1</td> </tr> </tbody> </table>	物件名	数量	通学路徐行の看板	1	<p>検出事項について、設置者を調査・確認の上、撤去や使用許可等の適否を判断し、所要の手続を行うとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】 (行政財産の管理及び処分) 第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (管理の原則) 第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。 (使用許可の範囲) 第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その使用を許可することができる。 一 府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。 二 国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。 三 水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。 四 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。 五 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。 六 行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。 七 前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。</p> </div>	<p>検出事項について、設置者である地元自治会に調査・確認を行い、同意の上、当該物件の撤去を行った。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
物件名	数量						
通学路徐行の看板	1						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月24日）